

TOKYO

商工連 Plaza

とうきょう商工連プラザ

商工会は 行きます 聞きます 提案します



CONTENTS

- ②「令和8年度東京都予算要望」都議会各会派に働きかけ／人事交流
- ③多摩・島しょ事業承継フォーラム
「事業承継を地域に学ぶ～未来へつなぐ、それぞれのカタチ～」開催案内
- ④松村博文・都商工連理事が東京都功労者表彰を受賞
多摩地域商工会エリアの景況(7年度第2四半期)／マル経融資のお知らせ
- ⑤「価格転嫁」の現状と価格交渉に向けて
- ⑥⑦令和7年年末調整実務の注意点
- ⑧東京都最低賃金のお知らせ／多摩・島しょ地域のイベント(12月～1月)
- ⑨＜連載＞島おこし・多摩おこし(ランドリーアサヌマ／三宅村)

暮らしに根差した
事業で島に恩返しを

ランドリーアサヌマ
代表 浅沼 里沙 氏
P8に連載記事「島おこし・多摩おこし」を掲載

持続可能な発展に向けた中小・小規模企業の支援強化を 「令和8年度 東京都予算要望」都議会各会派に働きかけ



東京都商工会連合会は、9月2日、東京都議会自由民主党、都議会公明党、都民ファーストの会、東京都議団、立憲ミライネット・無所属の会の各会派を訪れ、令和8年度の東京都予算などに対する要望書を提出しました。

要望書では、日々経営改善に取り組む中小・小

東京都予算に対する要望

一.持続可能な発展に向けた中小・小規模企業支援

1. 長期化する物価高騰等により深刻な影響を受けた中小・小規模企業への対策について
2. 中小・小規模企業の継続等に対する支援の強化について
3. 税制の見直し等に関する国への働きかけについて

二.小規模企業振興

1. 小規模企業への支援の更なる充実について
2. 商工会等を中心とした支援体制の強化について

三.観光振興

1. 多摩の観光振興を推進する地域的なネットワークへの支援の強化について
2. 多摩地域への観光客誘致について
3. 多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスの強化について
4. 島しょ地域の活性化及び観光産業に対する支援について

四.ものづくり振興

1. のものづくり中小・小規模企業への支援の充実について
2. 中小・小規模企業の人材確保支援事業に対する支援の継続について

五.多摩地域要望

1. 横田飛行場の民間利用促進について
2. 多摩地域都市基盤整備等の早期実現について

六.島しょ地域要望

1. 島しょ地域の活性化支援策の強化について
2. 離島航空路線の便数確保及び燃料への補助制度の支援について
3. 小笠原空港の早期開設について

規模企業を力強く支援するため、引き続き十分な予算の確保を求めるとともに、地域の持続可能な発展に向けた支援として、適正な価格転嫁の実現、デジタルトランスフォーメーションの推進、深刻化する人手不足への対応、円滑な事業承継への支援、新たな事業の立ち上げや新事業への転換支援の強化など、6分野16項目にわたる要望を提出しました。

山下真一会長は、「多くの中小・小規模企業では、原材料費やエネルギー価格、人件費・労務費の高騰などの影響により、製造やサービス提供に係るコストが増加し、依然として厳しい経営環境に直面している。また、深刻な人手不足への対応として、防衛的な賃上げを余儀なくされる状況の中、コスト上昇分を適正に価格へ転嫁するための価格交渉も困難であり、収益の確保が難しい状況が続いている。こうした厳しい状況の中、経営努力を続ける中小・小規模企業に対し、強力な支援をお願いする。」と強く求めました。

都議会各会派の要望ヒアリングには山下会長のほか、込山雄茂副会長、奈良部義彦副会長、間仁田聰副会長、渡辺由佳専務理事、事務局2名が参加しました。



▲令和8年度予算などを要望(都議会自民党の予算要望聴取会)

人事交流

- ▼採用 (9月1日) ▽福生市 記帳 堀口翔太
(9月1日) ▽あきる野 業務 薄井和男
(10月1日) ▽小平 業務 高水柚花
(10月1日) ▽神津島村 主事 菅原怜

地域名は商工会名。業務は業務支援員、記帳は記帳相談員の略です。

多摩・島しょ
事業承継
フォーラム

事業承継を地域企業に学ぶ ～未来へつなぐ、それぞれのカタチ～

東京都商工会連合会(多摩・島しょ経営支援拠点)では、「身近な企業の事例から学ぶ」をテーマにした事業承継フォーラムを開催します。多摩地域の経営者4名をお招きし、事業承継の経緯や当時の心境、直面した課題、今後の展望などについて赤裸々に語っていただきます。

事業を未来へつなぐ方法は会社によって様々ですが、それぞれの経営者の経験談は自社を円滑に承継するためのヒントとなりますので、ぜひ、ご参加ください。

日時・会場

参加費:無料

12月2日(火) 14:00～17:00

ホテルエミシア東京立川 サンマルコグランデ(3F) ※先着50名
オンライン同時開催(zoom)

*本イベントは会場とオンライン同時開催です。会場での参加は先着50名となりますので、ご希望の方はお早めにお申し込みください。

申込締切:11月25日(火)

お申し込みは
▼ WEBで ▼



【フォーラムの内容】

基調講演 60分

わたしの事業承継～戸惑いの先に見えたもの～



講師:株式会社ミューテック35 代表取締役 谷口 栄美子 氏

日野市にある(株)ミューテック35の谷口氏は専業主婦から突然、経営者となりました。全てが手探りの中で、必死にできることを模索し続けた先に何を見出したのか。当時の苦労と経験を余すところなくお話しいただきます。また現在では、自社ブランドの立ち上げなど新たな挑戦にも取り組み、会社はさらなる成長を遂げています。

パネルディスカッション 85分

託された想い、その先の未来

武蔵村山市にある(株)ウイングの近藤氏、福生市にある(株)東京丁服の森田氏、西東京市にある(株)NOLBの岡田氏の3名に、事業承継について本音で語り合っていただきます。

事業承継に至るまでの道のりや想い、準備期間や承継後に直面した苦労など、多くの経営者が抱える悩みをどのように乗り越えてきたのか。登壇する3名の経験が新たな時代を築くための手がかりとなるはずです。

モデレーターには、法政大学キャリアデザイン学部の教授である酒井氏にお越しいただき、様々な切り口で深掘りしていただきます。



株式会社ウイング

代表取締役 近藤 真季代 氏

父の病を機に半導体製造関連企業を承継。課題を乗り越え、現在は業務の標準化や人材育成で未来を見据えた経営を実践している。



株式会社東京丁服

代表取締役 森田 敬一朗 氏

父の蕎麦屋を承継し、既に個人事業として行っていた印刷事業と統合。伝統の味を守りつつ、新たな事業の挑戦を続けています。



株式会社NOLB

代表取締役 岡田 琴里 氏

海外にて教員を経験後、2つの学習塾を第三者承継した。先代の想いを引き継ぎ、子どもたちの成長を日々見守っている。



モデレーター 法政大学 キャリアデザイン学部

教授 酒井理氏

東京都商工指導所に在籍時、中小企業等を対象とした経営診断、産業に関する調査研究および経営白書事業などを経験。長年、地域活性化のためにまちづくり分野にも関わっている。

*終了後、東京都商工会連合会の事業承継支援について説明をさせていただきます。(10分程度)

問合せ先

多摩・島しょ経営支援拠点 東京都商工会連合会

TEL 042-540-0130 [受付時間] 9:00～17:30(月～金) ※祝日除く

 T² BASE
Tama-Tousho Business Assist & Support Experts

令和7年度
東京都功労者表彰式場
東京都名譽都民顕彰式場



東京都功労者表彰

松村博文 都商工連理事 (あきる野商工会会長) が「産業振興功労」で表彰

令和7年度の東京都功労者表彰式が10月1日、都庁で行われ、松村博文氏（都商工連理事）が「産業振興功労」で表彰されました。

今年度の都功労者の表彰者は全体で273人。そのうち、産業振興功労の表彰者は24人でした。

松村氏は都商工連理事やあきる野商工会会長として地域経済の活性化に尽力された功績が認められました。

小池都知事は式辞で受賞者の功績を称え「幸せを実感できる世界で一番の都市『東京』を次の世代へ引き継いでいくには、皆様の豊富な知識と経験が欠かせません。これからも、どうぞお力を貸してください。」と述べられました。

中小企業 景況調査

7年度
第2・四半期
7~9月

製造業

売上DIと採算DIは横ばい、資金繰りDIはわずかに悪化。
経営上の問題点の第1位は7期連続「原材料価格の上昇」。

建設業

売上DIはわずかに改善。採算DIは悪化。資金繰りDIは改善。
経営上の問題点の第1位は18期連続「材料価格の上昇」。

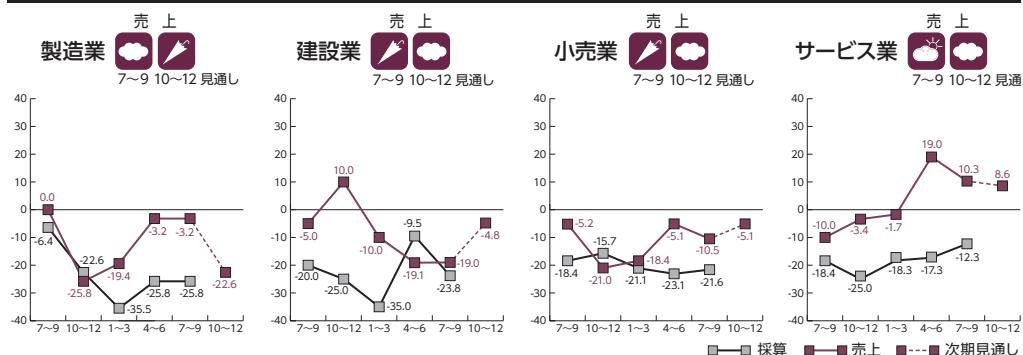
小売業

売上DIと資金繰りDIは悪化。採算DIは小幅に改善。
経営上の問題点の第1位は16期連続「仕入単価の上昇」。

サービス業

売上DIのプラス幅は縮小。採算DIは改善。資金繰りDIは悪化。
経営上の問題点の第1位は14期連続「材料等仕入単価の上昇」。

売上高(前期比DI)・採算(期中DI)の推移



注1. サンプルは多摩地域150企業原数値採用。

注2. DIマーク

- ☀:+30~
- ◐:+10~+30
- ◐:-10~+10
- ◐:-10~-30
- ◐:-30~

注3. 売上DI(景気動向指標)は「増加」-「減少」の値、採算DIは「好転」-「悪化」の値。

注4. 集計方法の変更のため
今年度より掲載内容を変えて
います。

商工会に
ご相談ください！

マル経融資 を活用しませんか？

小規模事業者のための無担保・無保証人のマル経融資制度をぜひご活用ください。

商工会は、皆さまの経営・資金繰りを **全力でサポート** します！



マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)

融資対象	常時使用する従業員が商業・サービス業: 5人 以下(*), 製造業・その他: 20人 以下の事業者
ご融資額	2,000万円 以内
お使いみち	運転資金および設備資金 【運転資金】仕入資金、買掛金決済資金、給与支払資金 等 【設備資金】店舗改装費、営業車両購入費、機械・什器等の購入費 等
ご返済期間	10年 以内(うち据置期間 2年 以内)
利率(年)	2.00% (令和7年10月1日現在)
融資機関	日本政策金融公庫

マル経融資 3つの特長

- POINT 1 担保不要!
- POINT 2 保証人不要!
- POINT 3 低金利!

申込の主な要件

- ① 商工会員(最近1年以上、同一商工会の地区内で事業を行っている事業者(移転の場合、移転直前居住地で1年以上事業を行っている場合を含む))
※融資機関の非融資対象業種等は対象外
- ② 商工会の経営指導を受けていること
(原則6か月以上)移転の場合は、移転前の指導期間を含む)
- ③ 所得税、法人税、事業税等を原則としてすべて完納していること

(*宿泊業および娯楽業にあっては20人以下

多摩・島しょ経営支援拠点



「価格転嫁」の現状と価格交渉に向けて

近年、原材料費・燃料費の高騰や人件費の上昇により、多くの事業者が経営の見直しを迫られています。令和7年3月に発行された『多摩島しょ事業者経営動向調査報告書』によると、原材料・仕入費用に対して約3割、エネルギー費用や人件費の変化に対しては約半数の事業者が「全く価格転嫁ができない」と回答しています。

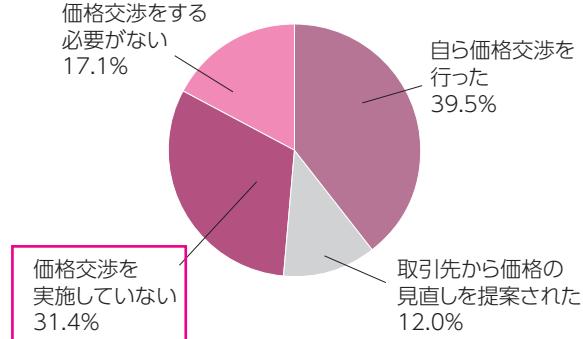
価格を上げる決断は、簡単なことではありません。長年続く取引関係の中で、急な価格改定を申し出ることに不安を感じたり、価格交渉が取引停止につながるのではと懸念されたりするケースも多くあります。また、「相手も苦しいだろうから…」との遠慮や、「うちのような立場で交渉できるのだろうか」と自信を持てないといったこともあるかと思います。こうした関係的・心理的なハードルが、価格転嫁の実行をより難しくしています。

多摩・島しょ地域 価格転嫁状況

	まったくできていない	10~30%できている	40~60%できている	70~90%できている	すべてできている	コストが上昇していない
原材料・仕入費用 n=2071	31.4%	39.4%	7.7%	6.1%	8.0%	7.4%
エネルギー費用 n=2082	55.2%	23.9%	4.3%	3.1%	4.5%	9.0%
人件費・労務費 n=2055	48.4%	23.9%	3.6%	2.4%	4.4%	17.3%

価格交渉の取組状況

n=2107



出典:令和6年度 多摩島しょ事業者経営動向調査結果(多摩・島しょ経営支援拠点)より

企業の健全な経営を守るために、コスト上昇分を適切に価格へ反映しなければなりません。そのためには、原価管理を徹底し、価格交渉の際にはコスト増の根拠を明確に示すことが大切です。

しかし、価格転嫁の重要性を理解していても、実際に進めるとなると、様々な課題に直面することがあります。その時はぜひお近くの商工会にご相談ください。経営指導員による状況に応じたアドバイスや、専門家派遣などの支援を行っています。

価格転嫁は簡単ではありませんが、外部の支援を得ることで、解決の糸口が見えてきます。商工会や専門機関の支援を上手に活用しながら、一歩ずつ着実に取り組んでいきましょう。

その他、東京都における価格転嫁支援策をご紹介します。

- 原価管理アドバイザーによる原価管理支援
https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shitauke/soudan/price_negotiation.html
- 価格交渉アドバイザーによる価格交渉支援
https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shitauke/soudan/genka_kanri.html



1.原価管理支援



2.価格交渉支援

ご相談は、最寄りの
商工会までお気軽に！



令和7年

年末調整実務の注意点

いいぬま税理士事務所
飯沼 健朗 税理士

令和7年度税制改正の影響を受け、令和7年の年末調整は、各種控除等の内容が大きく変わることになりました。

今回の改正は、令和7年12月1日に施行されることから、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月1日以後に支払う給与から適用されることになるため注意が必要となります。

*令和7年11月までの給与等にかかる源泉徴収事務に変更はありません

特に今回、所得税の控除制度が大きく見直されました。これにより、各種控除の判定や課税対象額の変更、特定親族特別控除の創設など年末調整事務が煩雑になることが考えられます。

(1)改正による控除額等の変更点

所得税関係の主な令和7年度税制改正は次の4つになります。

①基礎控除の見直し(引き上げ) 最大95万円

基礎控除が、改正前の48万円から改正後は最大95万円まで引き上げられます。この改正は、令和7年と8年の暫定措置となっており、令和9年以降は58万円の控除になります。

ただし、合計所得金額2,350万円超(給与だけの収入金額2,545万円超)に対する基礎控除額は、これまで通り、段階的に48万円から16万円の間で減額されます。

(表イ) 基礎控除額

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額		改正前
	改正後	改正前	
令和7・8年分	令和9年分以後		
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円		
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円		
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円	58万円	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

②給与所得控除の見直し(引き上げ) 65万円

給与等の収入金額に応じて、給与所得控除が改正前は最大55万円とされていたものが、改正後は65万円に引き上げられます。

(表ロ) 給与所得控除額

給与の収入金額	給与所得控除額		改正前
	改正後	改正前	
162万5,000円以下		55万円	
162万5,000円超 180万円以下	65万円	その収入金額×40%-10万円	
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%+8万円	

③扶養親族等の所得要件の改正 所得要件58万円以下

これまで、扶養控除や配偶者控除の対象となるには、合計所得金額48万円以下(給与だけの収入金額

103万円以下)である必要がありました。今回の改正では、所得要件が58万円以下(給与だけの収入金額123万円以下)に引き上げられます。

(表ハ) [扶養親族等の所得要件]

扶養親族等の区分	所得要件(収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の 対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

④特定親族特別控除の創設 NEW!!

「特定親族特別控除」とは、大学生などの年齢の親族(19歳以上23歳未満)がいる場合に、扶養者は最大63万円の控除を受けることができる制度です。

特定親族特別控除は、次のように所得が増えるほど控除額は少しずつ減額され、最終的に合計所得金額が123万円(給与だけの収入金額188万円)を超えると適用対象からはずれることになります。

(表二) [特定親族特別控除額]

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族 特別控除額
58万円超 85万円以下(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下(185万円超 188万円以下)	3万円

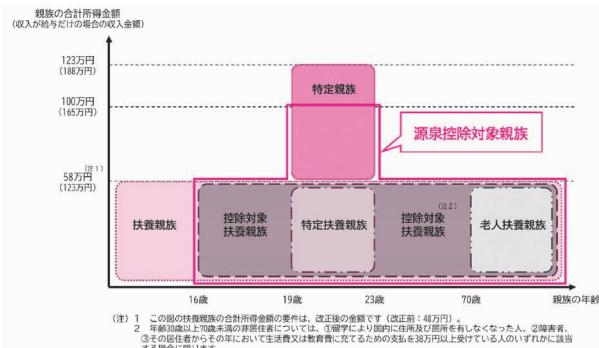
*特定扶養親族と創設された特定親族の違い

- ・特定扶養親族…「扶養親族」とは所得58万円以下の扶養している親族のことです。「特定扶養親族」とは所得58万円以下の19歳から23歳未満の扶養親族のことを指します。
- ・特定親族…創設された「特定親族特別控除」に伴いできた、新しい用語です。所得が58万円を超えて扶養親族に当たらない、所得が58万円超～123万円以下の19歳～23歳未満の親族のことを指します。

改正後の扶養親族等の控除額を整理しますと、合計所得が58万円以下(給与だけの収入金額123万円以下)であれば「扶養親族」となり、年齢に応じて各種扶養控除が適用されます。(表ヘ参照)

また、大学生などの年齢の親族がいる場合には、合計所得金額58万円を超えている(給与だけの収入金額123万円超188万円以下)親族でも、「特定親族特別控除」を適用することが出来ます。(表二参照)

(表ホ)



(表ヘ) 【扶養控除額】

区分	控除額	
一般の控除対象扶養親族	38万円	
特定扶養親族	63万円	
老人扶養親族	同居老親等以外の者 同居老親等	48万円 58万円

(2)各種申告書の様式変更について

基礎控除や給与所得控除の引き上げ、特定親族特別控除の創設など、令和7年の年末調整事務に影響を及ぼす改正が行われています。そのため、例年と同じように処理をすると、控除額の誤適用や判定ミスが起きやすくなることが想定されます。

計算ミスを防ぐには、年末調整の際に必要となる

各種申告書の記載内容が正しいか確認する必要があります。

「令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」について、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等がいることになった場合にはその旨を追記して提出する必要があります。

また、次の様式変更がされています。

・「控除対象扶養親族」欄が「源泉控除対象親族」欄に
・「源泉控除対象親族」が「特定親族」に該当する場合の追加

・「給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」には、新たに「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が追加、1枚で4つの申告ができる様式に変更

(3)令和7年12月以降の源泉徴収事務について

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との差額を精算することになります。また、令和8年分より源泉徴収税額表が改正されているのでお気を付けください。

計算ミスを防ぐには、年末調整の際に必要となる

詳細については、必ず国税庁ホームページをご確認ください。
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/01.htm>

*参考資料 表イ、口、ハ、二、ホ：令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）
表ヘ：国税庁HP（扶養控除より） より筆者作成



東京都最低賃金のお知らせ

令和7年10月3日から東京都最低賃金は、

時間額1,226円(63円引き上げ)になりました。

拡充された主な支援制度

- ・業務改善助成金⇒生産性向上の取組を通じて、従業員の賃金引上げを図る企業を支援
- ・IT導入補助金⇒ITツール導入による業務効率化・コスト削減をサポート
- ・中小企業省力化投資補助金(一般型)⇒人手不足への対応や省力化を目的とした設備投資を支援
- ・ものづくり補助金⇒革新的な製品開発や設備投資等に対する支援を強化

*都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。

*最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、各種助成金制度を設けています。

助成金のポイントなどが掲載されている
「真上げ」支援助成金パッケージはこちら



厚生労働省HP

東京労働局

12月1月 多摩・島しょ地域のイベント

日程	イベント名	会場	主催者・問合せ先
12月	11月29日(土)～1月17日(土) 日の出町 大久野イルミネーション2025 都道の街路樹や「子ども未来公園」をイルミネーションで飾り付けて、地域を明るくします	日の出町大久野地内	大久野を明るくする会 大久野を明るくする会ホームページ
	6日(土)～7日(日) 三鷹市 第48回みたか商工まつり 飲食模擬店・物販販売・ステージイベント等	三鷹市役所、 三鷹市公会堂	三鷹商工会 (0422-49-3111)
	7日(日) 国分寺市 第6回ぶんじふれあい市 「楽しく賑わいの、魅力ある国分寺市」をPRします	国分寺市立第一中学校	国分寺市商工会・JA東京むさし国分寺支店・(一社)こくぶんじ観光まちづくり協会 (国分寺市商工会:042-323-1011)
	6日(土)～1月5日(月) 国立市 大学通りイルミネーション イルミネーション点灯式が12月6日(土) 点灯時間:午後17時から午前0時 ※24、31日は終日点灯 12月20日(土)はクリスマスイベント(ミニコンサート、サンタと写真、抽選会など)を開催	国立駅前大学通りの 歩道・緑地帯	大学通り商店会事務局 (国立市商業協同組合事務局内: 042-572-1730)
1月	1日(木) 小笠原村 日本一早い!海びらき 郷土芸能披露、餅まき、ウミガメ放流など	大神山公園内お祭り広場	小笠原村観光協会 (04998-2-2587)
	11日(日) 八丈町 第45回八丈島パブリックロードレース ハーフマラソン・10km・3kmの3コース	富士中学校 (スタート・ゴール)	八丈島観光協会 (04996-2-1377)
	24日(土)～25日(日) 八丈町 第34回八丈島産業祭 漁業・農業・商工業者による特産品などの展示・即売会	八丈町役場	八丈島産業祭実行委員会 (04996-2-1125)

中止あるいは延期されることもあります。
念のため、主催者に日にち・会場などを
ご確認の上、お出かけください。

この人に聞く

島おこし・
多摩おこし

三宅村

No.47

暮らしに根差した事業で
島に恩返しをランドリーアサヌマ
代表 浅沼 里沙氏

— 事業概要と地域環境

東京都の伊豆諸島・三宅島にある「ランドリーアサヌマ」はこの島唯一の大型コインランドリーです。三宅島出身の浅沼里沙さんが、地域の暮らしを支えたいという想いのもと「くさや」工場跡を改装し、2022年に開業しました。地域貢献度や、地域資源の利活用が高く評価され、第7回コインランドリー店アワード2022で最優秀賞を受賞しています。

三宅島は度重なる火山噴火により、生活や仕事に大きな影響を受けてきました。2000年の噴火では全島民が避難をし、2005年に帰島が開始され、現在では約2,000人の住民が暮らしています。

— 子育てと地域課題を解決したコインランドリー

2000年の噴火時は島外で働いており、「地元に恩返しがしたい」と強く思うようになりました。すぐに帰つても力になれないを感じ、勤めていた携帯電話販売会社やWEBマーケティング会社で経営の知識を身につけることにしました。そして帰島後は、地域の復興に貢献できる観光協会に勤務していましたが、子どもに発達障害があることがわかり、職員として働き続けることが難しくなりました。働き方を考える中で、接客不要で時間調整がしやすいコインランドリー経営にたどり着きました。三宅島は気候的に洗濯物が乾きにくく、地域ニーズも高いことから開業を決意。離島ゆえ機器の調達に苦労し、ウクライナ情勢や物価高騰の影響も受けましたが、工期や台数を調整して開業に至りました。地域の暮らしを少しでも支えられるよう、利用しやすい価格にこだわっています。

— 人とのつながりを取り戻せる場所をつくる

三宅島のような小さな経済圏では、地域コミュニティの存在がとても大切です。しかし、開業当初はコロナ禍の影響で、島民同士の交流が希薄になっていました。こうした状況から、人が気軽に集まれる場の重要性を強く意識するようになりました。そこで、ランドリー内にキッズスペースを設け、人と人とがふれあえるような場づくりに取り組みました。さらに、ミシンやコピー機など使用頻度が低く、家庭で購入するには躊躇するような備品のレンタルを開始しました。

その後、子どもたちの学びや遊びの場としてスペースを拡張し、地域学力向上を目的として学習塾を立ち上げました。塾には子どもだけではなく、外国籍の方も日本語の勉強に通われています。2023年には、「ちょっとひと息つける場所がほしい」という住民の声から、カフェをオープンしました。飲食店が少ない島内の貴重なくつろぎの

場として、ひとり時間や集会の場にご利用いただいています。

— 地域の労働力をつなぐ、スキマ時間の活用

運営は主に自分一人で行っていましたが、多くの事業を進める中で雇用の必要性を感じ、スキマ時間を活用した人材のマッチングを考えるようになりました。1~2時間だけなら働けるという方も多いのに、求人の条件に合わせず働けないのはもったいないと感じたからです。現在は子育て中の主婦など3名を短時間雇用しています。雇用を維持し増やしていくためには、事業を継続することが必要不可欠です。人口の少ない三宅島では一つの事業だけでは成り立ちません。地域のさまざまなニーズに応えながら事業を多角的に展開していく、島における生活水準の向上を目指して継続していくことが今後の課題です。

— コミュニティが個を育て、個がコミュニティを育てる

三宅島は自然に恵まれている一方で、気候変動や火山噴火といったリスクも抱えています。これまでの自然環境へ依存した暮らしから一歩進み、持続可能な発展を目指す必要があると感じています。そして、他のコミュニティに良い影響を与えられる、何かに特化した島にしていきたいと思っています。その基盤となるのはなんといっても「人」です。地域の未来をつくるためには、一人ひとりが自分らしく成長し、力を発揮できる環境づくりが欠かせません。私自身、地域で多くの人に助けられ、育てもらったからこそ、今度は自分がその力になれたらと思っています。これからも様々な事業を通して、幅広い人が関わる機会や場を増やすことで、あらゆる世代に貢献し、その思いを次の世代へとつないでいきたいです。



〒100-1101 東京都三宅島三宅村神着1118番地

TEL:04994-8-5880

URL:https://www.laundry-asanuma.com/

島では貴重な、
店内で楽しめる



再生紙を使用しています。



編集／発行 東京都商工会連合会

〒196-0033 東京都昭島市東町3-6-1 産業サポートスクエア・TAMA

TEL:042-500-1140 FAX:042-500-1421

URL:https://www.shokokai-tokyo.or.jp/